

SBI証券

外国株式取引に関する説明書

外国株式取引に関する説明書 目次

I 外国株式取引概要	1
1 SBI証券の外国株式の特徴	
2 外国株式取引の開始について	
(1) 取引開始基準	
(2) 提出書類	
(3) 取引開始までの流れ	
3 外国株式取引における注意事項	
1 リスクについて	
2 諸通知	
3 その他の注意事項	
4 総合取引約款の適用	
5 外国株式取引に関する説明書の変更	
II 米国株式取引	3
(1)取引までの順序	
(2)取扱銘柄	
(3)取引方法	
(4)手数料	
(5)注文受付時間、約定日、受渡日	
(6)コーポレートアクションについて	
(7)ADR について	
(8)上場廃止について	
(9)移管・入出庫	
(10)税金	
(11)取引のご注意	
III 中国株式取引	5
(1)取引までの順序	
(2)取扱銘柄	
(3)取引方法	
(4)手数料	
(5)取引ルール	
(6)注文受付時間、約定日、受渡日	
(7)コーポレートアクションについて	
(8)HDR について	
(9)上場廃止について	
(10)臨時の売買停止について	
(11)移管・入出庫	
(12)税金	
IV 韓国株式取引	13
(1)取引までの順序	
(2)取扱銘柄	
(3)取引方法	
(4)手数料	
(5)取引時間等	
(6)注文受付時間、約定日、受渡日	
(7)コーポレートアクションについて	
(8)KDR について	
(9)上場廃止について	
(10)移管・入出庫	
(11)税金	

V	ロシア株式取引	15
	(1)取引までの順序		
	(2)取扱銘柄		
	(3)取引方法		
	(4)手数料		
	(5)注文受付時間、約定日、受渡日		
	(6)コーポレートアクションについて		
	(7)上場廃止について		
	(8)移管・入出庫		
	(9)税金		
	(10)取引のご注意		
VI	ベトナム株式取引	17
	(1)取引までの順序		
	(2)取扱銘柄		
	(3)取引方法		
	(4)手数料		
	(5)注文受付時間、約定日・受渡日		
	(6)コーポレートアクションについて		
	(7)上場廃止について		
	(8)移管・入出庫		
	(9)税金		
	(10)取引のご注意		

外国株式取引に関する説明書

(インターネット取引)お取引にあたっては、本説明書を十分ご理解いただき、記載された事項をご承諾のうえ、お客様自身の判断と責任において行なっていただくようお願いいたします。

I 外国株式取引概要

1 SBI証券の外国株式取引の特徴

当社が提供する外国株式取引^注は、インターネット技術を活用して日本と海外の株式市場とを接続し、海外市場における取引時間中、つまりマーケットのオープンからクローズまでリアルタイムで株式の取引を行なうことが可能です。

(注)上場投資信託(ETF)の取引を含みます。なお本書の内容は、株数について説明した箇所は口数と、配当金について説明した箇所は分配金とそれぞれ読み替えてETFの取引に適用されるものといたします。

当社では、米国ニューヨーク証券取引所(NYSE および NYSE Arca)、ナスダック(NASDAQ)、アメリカン証券取引所(AMEX)、香港証券取引所メインボード及びGEM、韓国証券取引所 KSE 及び KOSDAQ、ロシア証券取引所(MICEX)、ホーチミン証券取引所(HOSE)、ハノイ証券取引所(HNX)にそれぞれ上場している銘柄のうち、当社が任意に選択した銘柄の取引が可能です。

当社は、取引銘柄の選択にあたって、各国において代表的な銘柄、及び日本での知名度が比較的高い銘柄を中心に選定しています。今後はお客様のリクエストを勘案しながら、銘柄を追加していく予定です。当社で取引が可能な銘柄につきましては、随時当社ウェブサイトに表示しております。

※当社の選定した銘柄は、個別銘柄の売買を推奨または勧誘を目的としたものではありません。投資にあたっての最終判断はお客様ご自身でお願いします。

お取引は前金制です。決済は現地通貨で行なっていただきます。買注文を発注される際には、事前に当社にて別途為替取引を行なっていただき、現地通貨で当該発注額に相当する額の預り金をご用意ください。

2 外国株式取引の開始について

(1) 取引開始基準

当社の外国株式取引は、インターネット取引サービスを利用されているお客様を対象とさせていただきます。

※ 米国籍、グリーンカード(米国永住権)保有、米国居住のお客様につきましては、お取引いただけませんのでご了承ください。

(2) 提出書類

- ・「本人確認書類(お客様の国籍(又は本籍)が証明できる記載のあるもの)」
- ・「告知書」

(3) 取引開始までの流れ

外国株式取引の開始にあたり、次のお手続きが必要になります。

1. 当社に口座を開設されていないお客様は、まず最初に口座の開設をお願いいたします。(当社ウェブサイトのトップページにある口座開設画面からお申込みができます)
2. 本説明書及び「為替取引に関する説明書」をご精読いただき、ご理解ご承諾のうえ、当社ウェブサイトへログイン後の「外国株式取引の口座開設はこちら」ボタンよりお申込みください。

3. 当社から「送付状」・「告知書」・「返信用封筒」を送付いたします。
4. 内容をご確認の上、「告知書」に必要事項をご記入いただきご捺印(届出印)後、「本人確認書類(お客様の国籍(又は本籍)が証明できる記載のあるもの)」を同封のうえ、返信用封筒でご返印ください。
5. 当社に上記書類が届きましたら内容を確認し、所定の手続きを行なった後、外国株式取引(及び為替取引)が可能となります。尚、外国株式の取引が可能となりましたら、お客様のメッセージボックス(重要なお知らせ)に「外国株式取引(及び付随する為替取引)開始手続き完了」のお知らせ配信いたします。

※ 取引開始までには、書類をご返送いただいてから1週間程度かかりますのでご了承ください。

3 外国株式取引における注意事項

1. リスクについて
 - (a) 株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。
 - (b) 為替相場の変動により損失を被ることがあります。
2. 諸通知
外国証券取引口座約款の定めにかかわらず、寄託に係る外国証券についての諸通知は、届出住所あての送付に代え、当社ウェブサイト上への掲載等、電子媒体による方法等により行なうことがあります。
3. その他の注意事項
 - (a) 為替取引は、「為替取引に関する説明書」に定める範囲でお取引が可能です。外国株式の売却代金により他国の外国株式を買付ける場合には、為替取引により、売却代金を一旦円に換金し、当該国の通貨に換金する必要がありますので、それぞれの為替取引において手数料が発生します。したがって、換金に係る手数料相当額は直接外国通貨間で換金する場合に比べて一般的に大きくなります。また、一旦円に換金した後、再度外貨に換金する際は、次回以降の為替取引をご利用いただく必要がありますので、一定の日数がかかります。
 - (b) 外国株式取引により購入された外国株式は、原則として信用取引の委託保証金代用有価証券とはなりません。
4. 総合取引約款等の適用
外国株式取引は、本説明書の他、「総合取引約款」、「証券総合サービス取扱規程」、「インターネット取引取扱規程」、「外国証券取引口座約款」及び「為替取引に関する説明書」等によるものとします。
5. 外国株式取引に関する説明書(本説明書)の変更
 - (a) 本説明書は、法令の制定・変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには変更されることがあります。
 - (b) 変更の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その内容をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更にご同意いただいたものとして取扱います。
 - (c) 前(b)の通知は、お客様のメッセージボックスへの配信による方法により行なうことができるものとします。
 - (d) 前(b)の通知は、変更の内容が軽微であると判断される場合は、当社ウェブサイト上の掲示による方法により行なうことができるものとします。

II 米国株式取引

(1)取引までの順序

取引開始手続き完了後のお取引(買注文の場合)は以下の順序になります。

1. ログイン後、「米国株式取引ページ」を開いていただきます。
2. 「為替取引」画面にて、為替取引をおこなって米国株式取引に必要な預り金(米ドル)をご用意ください。
※ 米ドルでの入出金は、お取扱できませんのでご了承ください。
※ 為替取引につきましては、「為替取引に関する説明書」をご参照ください。
3. 米ドルの買付余力の範囲において、米国株式をご注文いただけます。
※ 米ドルの残高(預り金)には金利がつきません。
※ 一般に為替差益は、個人のお客様の場合、雑所得(又はその他の所得)として総合課税の対象となりますが、詳しくは税理士又は税務署等にお問合せください。

(2)取扱銘柄

取扱銘柄は、ニューヨーク証券取引所(NYSE および NYSE Arca)、ナスダック(NASDAQ)、アメリカン証券取引所(AMEX)に上場の銘柄のうち当社の選択した銘柄となります。当社ウェブサイト「米国株式取扱銘柄一覧」をご覧ください。

※当社の選定した銘柄は、個別銘柄の売買を推奨または勧誘を目的としたものではありません。投資にあたっての最終判断はお客様ご自身でお願いします。

(3)取引方法

取引種類	インターネットを通じた現物取引のみ
価格	指値のみ
有効期限	当日中もしくは期間指定 期間指定の有効期間は発注日を含めて最長 7 現地営業日まで指定することができます。
取引単位	買い注文:10 株以上 1 株単位 売り注文:1株単位 1注文の上限数量:10,000 株
呼値	1セント単位
決済方法	米ドル(前金制)のみ

- ※ 米国の市場では日本の市場と違って、個別銘柄ごとのストップ高、ストップ安がありません。従いまして成行注文の場合、現在値と著しく異なる値段で約定する可能性があることから当社では成行注文を受付けておりません。
- ※ モバイル端末等では注文を受付けておりません。

(4)手数料

米国株式の取扱手数料は、当社ウェブサイトの「米国株式取引ご紹介ページ」にてご案内しております。

(5)注文受付時間、約定日・受渡日

米国市場取引時間中は、リアルタイムでお取引が可能です。ご注文の受付は一部の時間を除きご注文を受付けております。注文受付を停止する一部の時間につきましては、当社ウェブサイトにて詳細をご確認ください。

当社の国内約定日は、お客様の注文が約定した米国営業日の翌国内営業日とします。また、受渡日は、国内約定日から起算して 4 営業日目を受渡日とします。

※米国株の注文・約定に関しましては、日本株と異なり、お客様のメッセージボックスへの通知はおこなわれませんのであらかじめご了承ください。

※配当等の権利付最終日をまたぐ「期間指定」注文を承ることは出来ません。権利付与が急に決

定あるいは公表された場合など、当社の定める事項に該当した場合、有効期間中のご注文であっても、原則権利付最終日をもってご注文を失効させていただきます。

※年末年始、ゴールデンウィーク近辺など、現地受渡日と国内受渡日のずれが大きい場合は、米国営業日に該当していても米国株の取扱を行わない場合がありますのであらかじめご了承ください。なお、その際には当社ウェブサイト上で事前に告知いたします。

(6)コーポレートアクションについて

- (a) 配当金等は、当社がお客様に代わって受領し、金銭にてお客様にお支払いします。この際、当社の受領手続において、当社が当該株式の発行者の所属する国の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様のご負担とし当該配当金等から控除するなどの方法により徴収させていただき、その残額をお支払いいたします。
- (b) 外国証券に関し、新株引受権又は新株予約権が付与される場合は、原則としてすべて売却処分のため、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。
- (c) 株式配当、株式分割、無償交付、減資又は合併による株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、米国の有価証券市場における売買単位未満の株式は、原則としてすべて売却処分のため、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。
- (d) 前(c)の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定に関らず、原則としてすべて売却処分のため、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。
- (e) 外国証券に関し、前(a)～(d)以外の権利が付与される場合は、原則としてすべて売却処分のため、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。
- (f) 株主総会、債権者集会、受益権者集会又は所有者集会等における議決権の行使又は異議申立てについては、お客様の指示に従います。ただし、お客様が指示をされない場合には、当社は議決権の行使又は異議の申立てを行いません。

(7)ADR について

- (a) 当社では ADR から現物株への交換、現物株の引出しはできません。
- (b) 租税条約、為替等のため、現地市場で買付けた現物株に対して支払われる配当金額と、同一株数相当の ADR に対して支払われる配当金額は必ずしも一致しません。

(8)上場廃止について

- (a) 米国株式、ADRに関わらず当社取扱銘柄が上場廃止となった場合、当社での取扱を停止する場合がございます。また、この場合、株券をお客様にお返しすることはできませんのでご了承ください。
- (b) 上場廃止となった場合、アメリカ現地において、ケースによってはトランスファー・エージェントにおける記帳が凍結される場合がございます。当社におきましては取扱銘柄の上場廃止、破産等がアメリカ現地で発表された場合、状況により移管について制限を設けさせて頂く場合がございます。
- (c) ニューヨーク証券取引所(NYSE および NYSE Arca)、ナスダック(NASDAQ)、アメリカン証券取引所(AMEX)が売買制限を設けた場合に加え、当社が必要であると判断した場合、当社での売買に制限を設けさせて頂くことがあります。

(9)移管・入出庫

当社取扱銘柄に限り、日本国内の証券会社からであれば移管が可能です。但し、本券の入出庫はおこなっておりません。

当社への米国株の移管をご希望される場合は、以下の手続きを行ってください。

- ① コールセンターにご連絡いただき、「外国証券 証券会社間移管申込書」をご請求ください。
- ② 当社より郵送された「外国証券 証券会社間移管申込書」に必要事項を記載し、ご署名・ご捺印のうえ当社までご返送ください。

- ③ 当社に同申込書が届き次第、当社にて必要な手続きを行います。なお、処理が完了しますとおお客様の口座に、当該外国株式が保有残高として反映されますのでご確認ください。
- ※ お手元にお持ちの株券の入庫や、海外ブローカーからの移管は行なっておりません。
 - ※ 当社での照合手続き、事務処理等により移管完了までにかかりの日数を要する場合がございますのでご了承ください。
 - ※ 取扱銘柄の上場廃止・破産等がアメリカ現地で発表された場合など、状況により移管について制限を設けさせて頂く場合がございます。

(10)税金

(a) 売買に関する税金

当社取扱手数料に対して消費税が課せられます。売却した場合の譲渡益に対する課税方法は申告分離課税となります。また、お客様は米国においては非居住者となる為、原則として米国における譲渡益に対する課税対象とはなりません。

また、当社では特定口座の対象となりませんのでご了承ください。

※確定申告する際の譲渡益の算出には、購入時は国内約定日の東京外国為替市場の TTS 為替レートを、売却時は同 TTB 為替レートをを用います。

(b) 配当に関わる税金

米国株式の配当に対する米国での課税は租税条約により 10%に定められています。ADR については発行会社の母国で源泉徴収され、米国での課税はありません。なお税率はそれら母国と日本の間で結ばれた租税条約によります。

海外で税金が差し引かれた後の配当に対する国内での課税は基本的に国内株式と同様です。

※ 源泉税の計算

国内源泉徴収額の計算には、配当金等の現地保管機関等の入金確認日における東京外国為替市場の TTB 為替レートをを用います。

(11)取引のご注意

米国株式取引においてはニューヨーク証券取引所規則 (New York Stock Exchange Constitution and Rules)及び全米証券業者規則 (NASD Rules)に基づき、個別の取引及び結果報告について誤りがあったと取引所等が判断若しくは認定した場合、一旦取引所等より約定報告を受けた取引であっても、事後的にその約定単価、約定数量が変更されること、またはそれ以外の調整・修正が行われることがあります。また約定自体が取り消されることがあります。

また、一旦「不出来(失効)」の報告を取引所等より受けた取引について、事後的にその取引が約定したとされること、またはそれ以外の調整・修正が行われることもございます。

上記の事後的な調整・修正等が行なわれた場合は、当社ウェブサイト上の米国株式取引＞注文照会(取消・訂正)画面上の「約定取消確認」にて表示いたします。

Ⅲ 中国株式取引

(1)取引までの順序

取引開始手続き完了後のお取引(買い注文の場合)は以下の順序になります。

1. ログイン後、「中国株式取引ページ」を開いていただきます。
2. 「為替取引」画面にて、為替取引をおこなって中国株式取引に必要な預り金(香港ドル)をご用意ください。
 - ※ 香港ドルでの入出金は、お取扱できませんのでご了承ください。
 - ※ 為替取引につきましては、「為替取引に関する説明書」をご参照ください。
3. 香港ドルの買付余力の範囲において、中国株式をご注文いただけます。
 - ※ 香港ドルの残高(預り金)には金利が付きません。
 - ※ 一般に為替差益は個人のお客様の場合、雑所得(又はその他の所得)として総合課税の対象となりますが、詳しくは税理士又は税務署等にお問合せください。

(2)取扱銘柄

取扱銘柄は、香港証券取引所メインボード、GEM に上場の銘柄のうち当社の選択した銘柄となります。当社ウェブサイト「中国株式取扱銘柄一覧」をご覧ください。

※当社の選定した銘柄は、個別銘柄の売買を推奨または勧誘を目的としたものではありません。投資にあたっての最終判断はお客様ご自身でお願いします。

(3)取引方法

取引種類	インターネットを通じた現物取引のみ
価格	指値のみ
有効期限	当日中のみ
取引単位	各銘柄に定められた売買単位 売買単位は当社ウェブサイトにてご確認ください。 1 注文の上限数量:3,000単位
呼値	株価によって異なります。 当社ウェブサイトをご覧ください
決済方法	香港ドル(前金制)のみ

※ 香港市場では 成行注文の場合、現在値と著しく異なる値段で約定する可能性があることから当社では成行注文を受付けておりません。

※ モバイル端末等では注文を受付けておりません。

(4)手数料

中国株式の取扱手数料は、当社ウェブサイトの「中国株式取引ご紹介ページ」にてご案内しております。なお、中国株式においては配当金等の受領時においても手数料が発生いたします。

(5)取引ルール

香港証券取引所においては、いくつかの指値注文方式がありますが、指値注文における指値の範囲は、香港証券取引所の定めるアルゴリズム(計算手順)により決定される基準値を基準として定められます。

当社の中国株取引では、次に示す指値注文方式のみを採用しています。プレオープニングセッションとクロージングオークションセッションにおいては ALO(At Auction Limit Order)と称される注文形態を採用し、通常取引時間中は ELO(Enhanced Limit Order)と称される注文形態のみを採用しております。その他の注文形態は採用しておりません。

(a)プレオープニング セッション(現地時間 9:00~9:30)

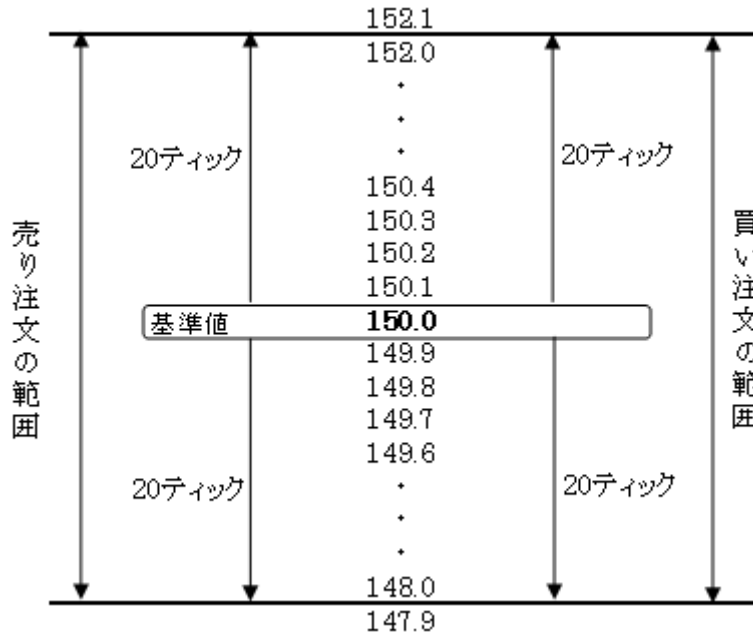
プレオープニング セッションは、公平な前場寄付値を形成するため日本の板寄せに似た機能を持ちます。当社では ALO 形態の指値注文のみを受付けます。

指値できる価格範囲は、同セッション開始までは前営業日の終値(クロージングプライス)を基準値として、開始後は香港証券取引所によってリアルタイムで更新される均衡価格(IEP)を基準値として、上限は基準値から高いほうに 20 ティックまで、下限は基準値から低いほうに 20 ティックまでとなります。同範囲を越えた指値注文は香港取引所に受け付けられず、失効します。

なお、同セッション中に受け付けられたが約定されなかった ALO による注文は通常の指値注文(Limit Order)として、現地時間 9:30 からの通常取引時間帯に引継がれます。

※ティックとはマーケットにおける株価変動の最小単位のことです。

At Auction Limit Order
例) 前日引値が 150.0 だった場合



買い指値注文の上限は 152.0、下限は 148.0
売り指値注文の上限は 148.0、下限は 152.0

プレオープニング セッションは以下の時間帯により構成されます。
(時間は現地時間)

□9:00～9:15 オーダー インプット ペリオド

At Auction Order と At Auction Limit Order が入力可能。(注)

取引所システム内で注文が常に集約・更新され、指値変更・注文取消しができる。

取引所の定めるアルゴリズムによって IEP が常に更新され表示される。

□9:15～9:20 プレ オーダー マッチング ペリオド

At Auction Order のみ入力可能(注)。取引所の定めるアルゴリズムによって IEP が更新され表示される。しかし、IEP の急変を避けるため注文訂正・取消は不可。

□9:20～9:28 オーダー マッチング ペリオド

注文入力・注文訂正・取消は不可。

最終 IEP を決定する時間帯。注文方式(At Auction Order に優先権)、指値、時間がこの順番に優先される原則に基づき、最終 IEP で“板寄せ”が行われる。

□9:28～9:30 ブロッキング ペリオド(休憩の時間)

(注)当社では、At Auction Order は受け付けておりません。)

(b)通常取引時間帯(現地時間:前場 9:30～12:00、後場 13:30～16:00)

ALO の受付が終了する現地時間 9:15 から、昼休み中(現地時間 12:00～13:30)を含め、大引けまで、当社では ELO 形態の指値注文を受付けます。

ELO においても、指値できる価格範囲が定められております。詳しくは当社のウェブサイトにてご確認ください。

ここで ELO で指値できる価格範囲の一例をあげますと

■ 買い指値の上限は最良売り気配の4ティック上まで。下限は最良買い気配の20テ

ティック下まで。

■ 売り指値の下限は最良買い気配の4ティック下まで。上限は最良売り気配の20ティック上まで。

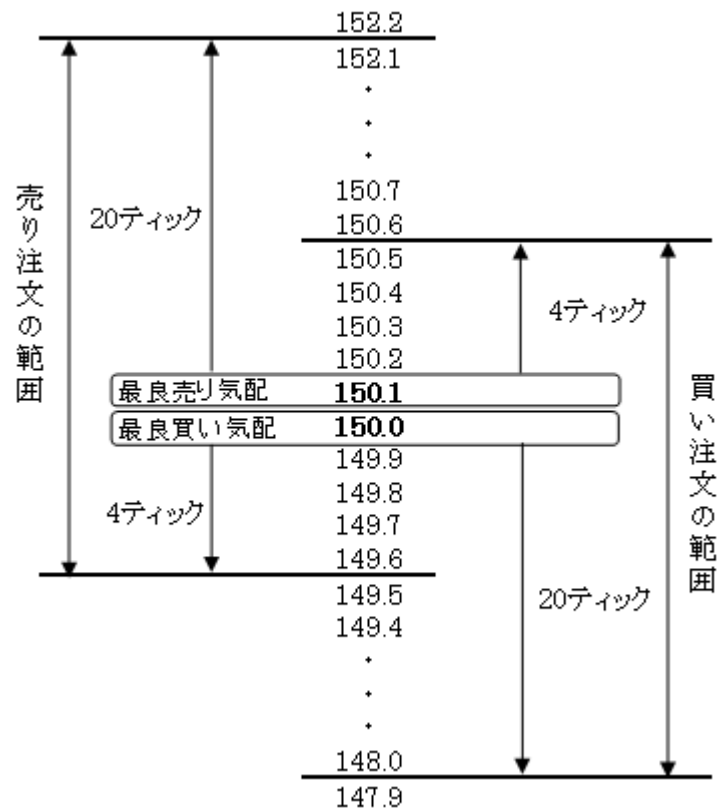
となります。

上記範囲を越えた指値注文は香港証券取引所に受け付けられず、失効します。ただし、一旦取引所に受け付けられた指値注文は、その後、基準価格が変動して上記価格範囲から乖離しても当日中は有効となります。

なお、同セッション中に約定されなかったご注文は、クロージングオークションセッション(現地時間 16:00～)に引き継がれます。

Enhanced Limit Order

例) 最良売り気配が 150.1 最良買い気配が 150.0 だった場合
(全ての呼び値に指値注文がある場合)



買い指値注文の上限は 150.5、下限は 148.0

売り指値注文の上限は 149.6、下限は 152.1

(c)クロージングオークション セッション(現地時間 16:00～16:10)

クロージングオークションセッションは、当日終値を算出するための時間です。当社では ALO 形態の指値注文のみを受付けます。

指値できる価格範囲は、リアルタイムで更新される均衡価格(IEP)を基準値として、上限は基準値から高いほうに 20 ティックまで、下限は基準値から低いほうに 20 ティックまでとなります。同範囲を超えた指値注文は香港取引所に受け付けられず、失効します。

クロージングオークション セッションは以下の時間帯により構成されます。

(時間は現地時間)

16:00～16:08 オーダー インput ピリオド

At Auction Order と At Auction Limit Order が入力可能。(注)

取引所システム内で注文が常に集約・更新され、指値変更・注文取消しができる。

取引所の定めるアルゴリズムによって IEP が常に更新され表示される。

16:08～16:10 プレ オーダー マッチング ピリオド

At Auction Order のみ入力可能(注)。取引所の定めるアルゴリズムによって IEP が更新され表示される。しかし、IEP の急変を避けるため注文訂正・取消は不可。

16:10 オーダー マッチング ピリオド

注文入力・注文訂正・取消は不可。

最終 IEP を決定する時間帯。注文方式(At Auction Order に優先権)、指値、時間がこの順番に優先される原則に基づき、最終 IEP で“板寄せ”が行われる。

(注)当社では、At Auction Order は受け付けておりません。)

(d)プレオープニングセッション開始からクロージングオークションセッションまでのご注文につきましては、当社では全てのご注文を受付け、自動的に香港証券取引所に発注いたします。しかし、上記(a)(b)(c)に定められた発注可能な価格範囲を超えたご注文であった場合、香港証券取引所に受け付けられず、注文は失効します。発注後は注文照会(取消・訂正)画面を必ずご確認ください。

(6) 注文受付時間、約定日・受渡日

香港証券取引所取引時間中(プレオープニングセッション(のうち、現地時間午前 9 時 20 分以前)、クロージングオークションセッションを含む)は、リアルタイムでのお取引となります。香港証券取引所及び当社システムの制約により、下記に示す通りお客様のご注文が制約される時間帯があります。

※当社では引け間際の注文による混乱を避ける為、下記の通り 1 分前に香港への送信を停止しておりますので、あらかじめご了承ください。

時間(香港時間)	香港取引所受付			SBI証券受付			ご注意事項
	売買	取消	訂正	売買	取消	訂正	
8:30～9:00	×	×	×	ALO	×	×	
9:00～9:14 オーダーインプットピリオド	ALO AO	○	×	ALO	○	○	
9:14～9:15 オーダーインプットピリオド	ALO AO	○	×	ELO (注1)	○ (注2)	○ (注2)	(注1) 取引所へは9:30以降に発注されま す。取引所にて受けられない注 文は、9:30以降に失効されます。 (注2) 9:14までの売買注文の取消・訂正 は、香港取引所の受付時間9:30以 降に取引所へ発注されますので、 取消・訂正が間に合わない場合が あります。訂正は取引所に受けけら れるまで次の訂正が出来ません。
9:15～9:20 プレオーダーマッチングピリオ ド	AO	×	×				
9:20～9:28 オーダーマッチングピリオド	×	×	×				
9:28～9:30 ブロッキングピリオド	×	×	×				
9:30～11:59 通常取引時間(前場)	○	○	○	ELO	○	○	
11:59～12:00 通常取引時間(前場)					○	○ (注4)	(注3) 取引所へは13:30以降に発注され ます。取引所にて受けられない 注文は、13:30以降に失効されま す。
12:00～13:00 昼休み	×	×	×				(注4) 11:59までの売買注文の訂正は、 香港取引所の受付時間13:30以 降に取引所へ発注されますので、訂 正が間に合わない場合があります。 訂正は取引所に受けられる まで次の訂正が出来ません。
13:00～13:30 昼休み				ELO (注3)	○ (注5)	○ (注5)	(注5) 11:59までの売買注文に対する取 消・訂正注文のみ受付可能です。 尚、訂正は13:30以降に取引所へ 発注されますので、訂正が間に合 わない場合があります。訂正は取 引所に受けられるまで次の訂正 が出来ません。
	×	○	×		×	×	(注6) 11:59以降の売買注文に対する取 消・訂正注文は、受付できません。
13:30～16:00 通常取引時間(後場)	○	○	○	ELO	○	○	
16:00～16:08 オーダーインプットピリオド	ALO/AO	○	○	ALO	○	○	
16:08～16:10 プレオーダーマッチングピリオ ド	AO	×	×	×	×	×	
16:11～20:00頃	×	×	×	×	×	×	
20:00頃～翌営業日8: 30	×	×	×	ALO	○	○	

香港証券取引所ではプレオープニングセッション、クロージングオークションセッションを含む各セッション開始と同時に新規注文を受付けいたします。(取引開始前の受付はございません。) 昼休み時間中等に発注された注文に対する取引所からの受付結果通知は取引開始と同時またはそれ以降となりますので、注文の確認が遅れ、訂正注文が間に合わない、または取消が間に合わず約定するような事態が想定されます。

当社の国内約定日は、お客様のご注文が約定した香港営業日と同日となります。但し、当該日が国内の休業日である場合はその翌営業日となります。

中国株に関する香港の受渡日は、香港約定日から香港営業日付で2営業日目となりますが、国内受渡日は国内約定日から起算して4営業日目を受渡日といたします。

※中国株の注文・約定に関しましては、日本株と異なり、お客様のメッセージボックスへの通知は行われませんのであらかじめご了承ください。

年末年始、ゴールデンウィーク、旧正月の近辺など現地受渡日と国内受渡日のずれが大きい場合は、香港営業日に該当していても中国株の取扱を行わない場合がありますのでご了承下さい。その際は当社ウェブサイト上で告知いたします。

(7)コーポレートアクションについて

- (a) 配当金等は、当社がお客様に代わって受領し、金銭にてお客様にお支払いします。この際、当社の受領手続において、当社が当該株式の発行者の所属する国の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様のご負担とし当該配当金等から控除するなどの方法により徴収させていただき、その残額をお支払いいたします。
- (b) 外国証券に関し、新株引受権又は新株予約権が付与される場合は、原則としてすべて売却処分の上、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。
- (c) 株式配当、株式分割、無償交付、減資又は合併による株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、香港の有価証券市場における売買単位未満の株式は、原則としてすべて売却処分の上、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。
- (d) 香港では株式分割、株式併合を行った銘柄の売買は、権利落ち日から当面の間、仮コードによって実施されます。この処置に伴い、お客様の保有株式は一旦出庫され分割後の株数が仮コードにより入庫されます。入庫後は仮コードにより売買が可能となります。また、元コードでの売買が再開された場合には、お客様の保有株式は全て元コードに変更します。取引所においては、当面の間、元コードと仮コードでの売買が存在しますが、当社においては、元コードでの売買のみをお取り扱いさせていただきます。なお、仮コードのへの変更処理等に伴い、当社が独自に売買を制限させていただくことがあります。
- (e) 前(c)の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定に関らず、原則としてすべて売却処分の上、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。
- (f) 外国証券に関し、前(a)～(c)及び(e)以外の権利が付与される場合は、原則としてすべて売却処分の上、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。
- (g) 株主総会、債権者集会、受益権者集会又は所有者集会等における議決権の行使又は異議申立てについては、お客様の指示に従います。ただし、お客様が指示をされない場合には、当社は議決権の行使又は異議の申立てを行いません。

(8)HDR について

- (a) 当社では HDR から現物株への交換、現物株の引出しはできません。
- (b) 租税条約、為替等のため、現地市場で買付けた現物株に対して支払われる配当金額と、同一株数相当の HDR に対して支払われる配当金額は必ずしも一致しません。

(9)上場廃止について

- (a) 中国株式、HDRに関わらず当社取扱銘柄が上場廃止となった場合、当社での取扱を停止する場合がございます。またこの場合、株券をお客様にお返しすることはできませんのでご了承ください。
- (b) 当社におきましては取扱銘柄の上場廃止、破産等が現地で発表された場合、状況により移管について制限を設けさせて頂く場合がございます。

(10)臨時の売買停止について

- (a) 香港では重要事項発表の控えた企業の株式などを香港証券取引所が一時的に売買停止とすることがございます。その他当社が必要であると判断した場合、当社での売買に制限を設けさせて頂くことがあります。
- (b) 香港では台風の影響によって臨時に取引開始時刻が遅れたり、休場になる措置がとられる場合がございます。台風等によって市場の開始時刻が遅れる場合、ご注文は当社の取引システム内に保留され、取引開始と同時に取引所に発注されます。しかし休場となった場合には、それまでに既に当社にて受付した注文はすべて失効となります。あらかじめご了承ください。
臨時に取引開始時刻が遅れる場合は、前述(6)注文受付時間、約定日・受渡日の記載とは異なり、取引開始まで取消・訂正注文が受付できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

(11)移管・入出庫

当社取扱銘柄に限り、日本国内の証券会社からであれば移管が可能です。但し、本券の入出庫はおこなっておりません。

当社への中国株の移管をご希望される場合は、以下の手続きを行ってください。

- ① コールセンターにご連絡いただき、「外国証券 証券会社間移管申込書」をご請求ください。
- ② 当社より郵送された「外国証券 証券会社間移管申込書」に必要事項を記載し、ご署名・ご捺印のうえ当社までご返送ください。
- ③ 当社に同申込書が届き次第、当社にて必要な手続きを行います。なお、処理が完了しますとお客様の口座に、当該外国株式が保有残高として反映されますのでご確認ください。

- ※ お手元にお持ちの株券の入庫や、海外ブローカーからの移管は行なっておりません。
- ※ 売買単位未満の株式の入庫は出来ません。各銘柄の売買単位は当社ウェブサイトにてご確認ください。
- ※ 当社での照合手続き、事務処理等により移管完了までにかかりの日数を要する場合がございますのでご了承ください。
- ※ 取扱銘柄の上場廃止・破産等が現地で発表された場合など、状況により移管について制限を設けさせて頂く場合がございます。

(12)税金

1. 売買に関する税金

当社取扱手数料に対して消費税が課せられます。売却した場合の譲渡益に対する課税方法は申告分離課税となります。

また、当社では特定口座の対象となりませんのでご了承ください。

- ※ 確定申告する際の譲渡益の算出には、購入時は国内約定日の東京外国為替市場におけるTTS 為替レートを、売却時は同TTB 為替レートをを用います。

2. 配当に関わる税金

中国株式の配当に対しては現地での課税は銘柄によって異なります。国内での課税は基本的に国内株式等と同様です。

※源泉税の計算

国内源泉徴収額の計算には、配当金等の現地保管機関等の入金確認日における東京外国為替市場のTTB為替レートを用います。

IV 韓国株式取引

(1)取引までの順序

取引開始手続き完了後のお取引(買い注文の場合)は以下の順序になります。

1. ログイン後、「韓国株式取引ページ」を開いていただきます。
2. 「為替取引」画面にて、為替取引をおこなって韓国株式取引に必要な預り金(韓国ウォン)をご用意ください。
 - ※ 韓国ウォンでの入出金は、お取扱できませんのでご了承ください。
 - ※ 為替取引につきましては、「為替取引に関する説明書」をご参照ください。
3. 韓国ウォンの買付余力の範囲において、韓国株式をご注文いただけます。
 - ※ 韓国ウォンの残高(預り金)には金利がつきません。
 - ※ 一般に為替差益は個人のお客様の場合、雑所得(又はその他の所得)として総合課税の対象となりますが、詳しくは税理士又は税務署等にお問合せください。

(2)取扱銘柄

取扱銘柄は、韓国証券取引所(KSE)及び韓国店頭株式市場(KOSDAQ)に上場の銘柄のうち当社の選択した銘柄となります。当社ウェブサイト「韓国株式取扱銘柄一覧」をご覧ください。

※当社の選定した銘柄は、個別銘柄の売買を推奨または勧誘を目的としたものではありません。投資にあたっての最終判断はお客様ご自身でお願いします。

(3)取引方法

取引種類	現物取引のみ
価格※1	指値のみ
有効期限	当日中のみ
取引単位※2※3※4	売買単位: 基準価格※5 が 5 万ウォン以上の銘柄は 1 株単位 基準価格※5 が 5 万ウォン未満の銘柄は 10 株単位 1 注文の上限数量: 1,000 株
呼値	株価によって異なります。 当社ウェブサイトをご覧ください
値幅	KSE、KOSDAQ 共に基準価格※5 の 15% 呼値に応じて切捨て
決済方法	韓国ウォン(前金制)のみ

※1 当社では成行注文を受付けておりません。

※2 韓国株は非居住者持株比率に上限がある為、上限を超えることとなる買付注文は、取引所にて受け付けられず失効されます。

※3 上記のとおり韓国株は価格帯によって売買単位が定められております。保有株式の株価の下落により単位未満株式となった場合、韓国証券取引所での売却が出来なくなります。売却の際はコールセンターへお申し出ください。尚、単位未満株の売却価格は原則として当日の終値となります。

※4 韓国における韓国店頭株式市場(KOSDAQ)の取引単位は基準価格にかかわらず 1 株ですが、当社での取引単位は表に記載のとおりです。

※5 基準価格とは前営業日の終値(クロージングプライス)となります。

モバイル端末等では注文を受付けておりません。

(4)手数料

韓国株式の取扱手数料は、当社ウェブサイトの「韓国株式取引ご紹介ページ」にてご確認ください

い。

(5)取引時間等

韓国の証券取引所(韓国店頭株式市場(KOSDAQ)含む。以下同じ。)の取引時間は 9:00～15:00 となっています。(前場後場の区別はありません)
通常の立会い時間とは別に 7:30～8:30 で前日終値取引、15:10～16:00 で時間外取引がありますが、当社では取扱はいたしません。

(6)注文受付時間、約定日、受渡日

韓国の証券取引所取引時間中(9:00～15:00)に、リアルタイムでのお取引が可能です。ご注文の受付は一部の時間を除き受付けております。注文受付を停止する一部の時間につきましては、当社ウェブサイトにて詳細をご確認ください。尚、韓国とは時差はありません。

当社の国内約定日は、お客様のご注文が約定した韓国営業日と同日になります。但し、当該日が国内の休業日である場合はその翌営業日となります。

韓国株式に関する現地受渡日は、韓国約定日から韓国営業日付で2営業日目となりますが、国内受渡日は国内約定日から起算して4営業日目を受渡日といたします。

※ 韓国株式の注文・約定に関しましては、日本株と異なり、お客様のメッセージボックスへの通知は行われませんのであらかじめご了承ください。

※ 年末年始、ゴールデンウィーク、旧正月の近辺など現地受渡日と国内受渡日のずれが大きい場合には、韓国営業日に該当していても韓国株の取扱を行わない場合がありますのでご了承ください。その際は当社ウェブサイト上で告知いたします。

(7)コーポレートアクションについて

- (a) 配当金等は、当社がお客様に代わって受領し、金銭にてお客様にお支払いします。この際、当社の受領手続において、当社が当該株式の発行者の所属する国の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様のご負担とし当該配当金等から控除するなどの方法により徴収させていただき、その残額をお支払いいたします。
- (b) 外国証券に関し、新株引受権又は新株予約権が付与される場合は、原則としてすべて売却処分のため、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。
- (c) 株式配当、株式分割、無償交付、減資又は合併による株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、韓国の有価証券市場における売買単位未満の株式は、原則としてすべて売却処分のため、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。
- (d) 前(c)の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定に関わらず、原則としてすべて売却処分のため、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。
- (e) 外国証券に関し、前(a)～(d)以外の権利が付与される場合は、原則としてすべて売却処分のため、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。
- (f) 株主総会、債権者集会、受益権者集会又は所有者集会等における議決権の行使又は異議申立てについては、お客様の指示に従います。ただし、お客様が指示をされない場合には、当社は議決権の行使又は異議の申立てを行いません。

(8)KDR について

- (a) 当社では KDR からの現物株への交換、現物株への引出しはできません。
- (b) 租税条約、為替等のため、現地市場で買付けた現物株に対して支払われる配当金額と、同一株数相当の KDR に対して支払われる配当金額は必ずしも一致しません。

(9)上場廃止について

- (a) 当社取扱銘柄が上場廃止となった場合、当社での取扱を停止する場合がございます。またこの場合、株券をお客様にお返しすることはできませんのでご了承ください。
- (b) 当社におきましては取扱銘柄の上場廃止、破産等が現地で発表された場合、状況により移

管について制限を設けさせて頂く場合がございます。

(10)移管・入出庫

本券の入出庫及び証券会社間移管はおこなっておりません。

(11)税金

(a) 売買に関する税金

①当社取扱手数料に対して消費税が課せられます。売却した場合の譲渡益に対する課税方法は申告分離課税となります。

また、当社では特定口座の対象となりませんのでご了承ください。

※ 確定申告する際の譲渡益の算出には、購入時は国内約定日の東京外国為替市場における TTS 為替レートを、売却時は同 TTB 為替レートをを用います。

②韓国株式は売却時に売却約定金額に対して、取引税及び農漁村特別税等がかかります。当該税金は約定代金から控除されます。各税率については当社ウェブサイトの「韓国株式取引ご紹介ページ」にてご確認ください。

(b) 配当に関わる税金

韓国株式の配当に対する現地での課税は租税条約により 15%と定められております。

海外で税金が差引かれた後の配当に対する国内での課税は基本的に国内株式等と同様です。

※源泉税の計算

国内源泉徴収額の計算には、配当金等の現地保管機関等の入金確認日における東京外国為替市場の TTB 為替レートをを用います。

V ロシア株式取引

(1)取引までの順序

取引開始手続き完了後のお取引(買注文の場合)は以下の順序になります。

1. ログイン後、「為替取引」画面にて、為替取引をおこなってロシア株式取引に必要な預り金(ロシア ルーブル)をご用意ください。

※ ロシア ルーブルでの入出金は、お取扱できませんのでご了承ください。

※ 為替取引につきましては、「為替取引に関する説明書」をご参照ください。

2. 「ロシア株式取引ページ」を開いていただきます。

3. ロシア ルーブルの買付余力の範囲において、ロシア株式をご注文いただけます。

※ ロシア ルーブルの残高(預り金)には金利がつきません。

※ 一般に為替差益は、個人のお客様の場合、雑所得(又はその他の所得)として総合課税の対象となりますが、詳しくは税理士又は税務署等にお問合せください。

(2)取扱銘柄

取扱銘柄は、ロシア証券取引所(MICEX)に上場の銘柄のうち当社の選択した銘柄となります。当社ウェブサイト「ロシア株式取扱銘柄一覧」をご覧ください。

※当社の選定した銘柄は、個別銘柄の売買を推奨または勧誘を目的としたものではありません。投資にあたっての最終判断はお客様ご自身でお願いします。

(3)取引方法

取引種類	お客様からの電話による現物取引のみ
価格	指値のみ
有効期限	当日注文のみ
取引単位	各銘柄に定められた売買単位 売買単位は当社ウェブサイトにてご確認ください。

	1 注文の上限数量:10,000 単元
呼値	各銘柄に定められた呼値の単位 呼値は当社ウェブサイトをご覧ください
決済方法	ロシア ルーブル(前金制)のみ

※当社ロシア株取引では原則成行注文は受け付けておりません。但し、売買単位の変更により生じた端株の売却のみ成行注文にてお取扱いいたします。

(4)手数料

ロシア株式の取扱手数料は、当社ウェブサイトの「ロシア株式取引ご紹介ページ」にてご案内しております。

(5)注文受付時間、約定日・受渡日

注文受付時間は、当社営業日の 11:00-13:00(日本時間)です。

上記時間にて受注した注文を現地取引開始後、順次発注いたします。

当社の国内約定日は、お客様の注文が約定したロシア営業日の翌国内営業日とします。また、受渡日は、国内約定日から起算して4営業日目を受渡日とします。

※ ロシア株の注文・約定に関しましては、日本株と異なり、お客様のメッセージボックスへの通知はおこなわれませんのであらかじめご了承ください。

※ 年末年始、ゴールデンウィーク近辺など、現地受渡日と国内受渡日のずれが大きい場合は、ロシア営業日に該当していてもロシア株の取扱を行わない場合がありますのであらかじめご了承ください。なお、その際には当社ウェブサイト上で事前に告知いたします。

※ ロシア市場では祝日の振り替えで土日に取引が行われることがありますが、当社は営業日以外では受注いたしません。

(6)コーポレートアクションについて

- (a) 配当金等は、当社がお客様に代わって受領し、金銭にてお客様にお支払いします。この際、当社の受領手続において、当社が当該株式の発行者の所属する国の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様のご負担とし当該配当金等から控除するなどの方法により徴収させていただき、その残額をお支払いいたします。
- (b) 新株引受権又は新株予約権が付与された場合、ロシアでは売却市場がないため売却できません。そのため原則として権利は全て失効します。
- (c) 株式配当、株式分割、無償交付、減資又は合併による株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、ロシアの有価証券市場における売買単位未満の株式は、原則としてすべて売却処分のうえ、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。
- (d) 前(c)の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定に関らず、原則としてすべて売却処分のうえ、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。
- (e) 外国証券に関し、前(a)～(d)以外の権利が付与される場合は、原則としてすべて売却処分のうえ、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。
- (f) 株主総会、債権者集会、受益権者集会又は所有者集会等における議決権の行使又は異議申立てについては、お客様の指示に従います。ただし、お客様が指示をされない場合には、当社は議決権の行使又は異議の申立てを行いません。

(7)上場廃止について

- (a) 当社取扱銘柄が上場廃止となった場合、当社での取扱を停止する場合がございます。また、この場合、株券をお客様にお返しすることはできませんのでご了承ください。
- (b) ロシア証券取引所(MICEX)が売買制限を設けた場合に加え、当社が必要であると判断した

場合、当社での売買に制限を設けさせて頂くことがあります。

(8)移管・入出庫

本券の入出庫及び証券会社間移管は行っておりません。

(9)税金

(a) 売買に関する税金

当社取扱手数料に対して消費税が課せられます。売却した場合の譲渡益に対する課税方法は申告分離課税となります。

また、当社では特定口座の対象となりませんのでご了承ください。

※ 確定申告する際の譲渡益の算出には、購入時は国内約定日の東京外国為替市場の TTS 為替レートを、売却時は同 TTB 為替レートをを用います。

(b) 配当に関わる税金

ロシア株式の配当に対する現地での課税は租税条約により 15%と定められております。

海外で税金が差引かれた後の配当に対する国内での課税は基本的に国内株式等と同様です。

※ 源泉税の計算

国内源泉徴収額の計算には、配当金等の現地保管機関等の入金確認日における東京外国為替市場の TTB 為替レートをを用います。

(10)取引のご注意

ロシア株式取引においては、個別の取引及び結果報告について誤りがあったと取引所等が判断若しくは認定した場合、一旦取引所等より約定報告を受けた取引であっても、事後的にその約定単価、約定数量が変更されること、またはそれ以外の調整・修正が行われることがあります。また約定自体が取り消されることがあります。

また、一旦「不出来(失効)」の報告を取引所等より受けた取引について、事後的にその取引が約定したとされること、またはそれ以外の調整・修正が行われることもございます。

VI ベトナム株式取引

(1)取引までの順序

取引開始手続き完了後のお取引(買注文の場合)は以下の順序になります。

1. 「為替取引」画面にて、為替取引を行ってベトナム株式取引に必要な預り金 (ベトナムドン)をご用意ください。
 - ※ ベトナムドンでの入出金は、お取扱いできませんのでご了承ください。
 - ※ 為替取引につきましては、「為替取引に関する説明書」をご参照ください。
2. 「ベトナム株式取引ページ」を開いていただきます。
3. ベトナムドンの買付余力の範囲において、ベトナム株式をご注文いただけます。
 - ※ ベトナムドンの残高(預り金)には金利がつきません。
 - ※ 一般に為替差益は、個人のお客様の場合、雑所得(又はその他の所得)として総合課税の対象となりますが、詳しくは税理士又は税務署等にお問合せください。

(2)取扱銘柄

取扱銘柄は、原則、ホーチミン証券取引所(HOSE)、ハノイ証券取引所(HNX)に上場する全銘柄となります。当社ウェブサイト「ベトナム株式取扱銘柄一覧」をご覧ください。

※当社の選定した銘柄は、個別銘柄の売買を推奨または勧誘を目的としたものではありません。投資にあたっての最終判断はお客様ご自身でお願いします。

(3)取引方法

取引種類	お客様からの電話による現物取引のみ
価格	指値のみ
有効期限	当日注文のみ
取引単位	ホーチミン証券取引所(HOSE):10株単位 ハノイ証券取引所(HNX):100株単位 売買単位は当社ウェブサイトにてご確認ください。 1注文の上限数量: ホーチミン証券取引所 19,990株 ハノイ証券取引所 19,900株
呼値	ハノイ証券取引所(HNX)銘柄 100ドン刻み ホーチミン証券取引所(HOSE)銘柄 5万ドン未満 100ドン刻み 5万ドン以上 10万ドン未満 500ドン刻み 10万ドン以上 1,000ドン刻み 各銘柄の呼値は当社ウェブサイトをご覧ください
決済方法	ベトナムドン(前金制)のみ
制限幅	ホーチミン証券取引所(HOSE):前営業日終値±5% ハノイ証券取引所(HNX):前営業日取引平均価格±7%

※ 当社ベトナム株取引では原則成行注文は受付しておりません。ただし、売買単位の変更により生じた端株の売却のみ成行注文にてお取扱いいたします。

(4)手数料

ベトナム株式の取扱手数料は、当社ウェブサイトの「ベトナム株式取引ご紹介ページ」にてご案内しております。

(5)注文受付時間、約定日・受渡日

注文受付時間は、当社営業日の8:30-9:30(当日分)、13:00-17:00(翌営業日分)(いずれも日本時間です。)。注文の取消・訂正につきましても上記の時間のみとなります。

ベトナム株式の買付は月曜・水曜・金曜、売却は火曜・木曜とし、日計りによる取引をいただくことはできません(注文受付日につきましては、下記の表をご参考ください)。

	月	火	水	木	金
買付	当日注文	翌営業日注文	当日注文	翌営業日注文	当日注文 翌営業日注文
売却	翌営業日注文	当日注文	翌営業日注文	当日注文	—

上記時間にて受注した注文を現地取引開始後、順次発注いたします。

当社の国内約定日は、お客様の注文が約定したベトナム営業日と同日となります。また、受渡日は、国内約定日から起算して5営業日目を受渡日とします。

お買付いただいた株式は、受渡日まで売却することができません。

ベトナム株の注文・約定に関しましては、日本株と異なり、お客様のメッセージボックスへの通知は行われませんのであらかじめご了承ください。

※ 金曜日の売却の場合、ベトナムの祝日等により、火曜日または木曜日が翌営業日となる場合には、翌営業日注文が可能となります。

※ 年末年始、ゴールデンウィーク近辺など、現地受渡日と国内受渡日のずれが大きい場合は、ベトナム営業日に該当していてもベトナム株の取扱いを行わない場合がありますのであらかじめご了承ください。なお、その際には当社ウェブサイト上で事前に告知いたします。

(6)コーポレートアクションについて

- (a) 配当金等は、当社がお客様に代わって受領し、金銭にてお客様にお支払いします。この際、当社の受領手続において、当社が当該株式の発行者の所属する国の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様のご負担とし当該配当金等から控除するなどの方法により徴収させていただき、その残額をお支払いいたします。
- (b) 新株引受権又は新株予約権が付与された場合、ベトナムでは売却市場がないため売却できません。そのため原則として権利は全て失効します。
- (c) 株式分割、無償交付、減資又は合併による株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、ベトナムの有価証券市場における売買単位未満の株式は、原則としてすべて売却処分のうえ、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。
- (d) 株式配当または前(c)の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定に関らず、原則としてすべて売却処分のうえ、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。
- (e) 外国証券に関し、前(a)～(d)以外の権利が付与される場合は、原則としてすべて売却処分のうえ、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。
- (f) 株主総会、債権者集会、受益権者集会又は所有者集会等における議決権の行使又は異議申立てについては、お客様の指示に従います。ただし、お客様が指示をされない場合には、当社は議決権の行使又は異議の申立てを行いません。

(7)上場廃止について

- (a) 当社取扱銘柄が上場廃止となった場合、当社での取扱を停止する場合がございます。また、この場合、株券をお客様にお返しすることはできませんのでご了承ください。
- (b) ホーチミン証券取引所(HOSE)、ハノイ証券取引所(HNX)が売買制限を設けた場合に加え、当社が必要であると判断した場合、当社での売買に制限を設けさせて頂くことがあります。

(8)移管・入出庫

本券の入出庫及び証券会社間移管は行っておりません。

(9)税金

(a) 売買に関する税金

当社取扱手数料に対して消費税が課せられます。また、キャピタルゲイン課税として、損益に関わらず、売却代金の0.1%が控除されます。

また、当社では特定口座の対象となりませんのでご了承ください

※ 確定申告する際の譲渡益の算出には、購入時は国内約定日の東京外国為替市場の TTS 為替レートを、売却時は同 TTB 為替レートをを用います。

(b) 配当に関わる税金

ベトナム株式の配当に対する現地での課税はありませんが、日本国内での課税は基本的に国内株式等と同様です。

※ 源泉税の計算

国内源泉徴収額の計算には、配当金等の現地保管機関等の入金確認日における東京外国為替市場の TTB 為替レートをを用います。

(10)取引のご注意

ベトナム株式取引においては、個別の取引及び結果報告について誤りがあったと取引所等が判断若しくは認定した場合、一旦取引所等より約定報告を受けた取引であっても、事後的にその約定単価、約定数量が変更されること、またはそれ以外の調整・修正が行われることがあります。ま

た約定自体が取り消されることがあります。

(平成 23 年 4 月)